

資料第3-(1) 東京都管内

利根川水系			荒川水系					
番号	河川名	延長	番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km			km
1	江戸川	10.80	1	荒川	32.80	21	江古田川	1.64
2	旧江戸川	9.36	2	旧中川	6.68	22	善福寺川	8.84
3	新川	3.68	3	隅田川	23.50	23	石神井川	25.20
4	中川	22.20	4	月島川	0.53	24	新河岸川	8.00
5	綾瀬川	11.03	5	大横川	6.52	25	白子川	10.11
6	新中川	7.84	6	大島川西支川	0.82	26	黒目川	4.60
7	大場川	2.42	7	大島川東支川	0.78	27	落合川	3.60
8	伝右川	0.57	8	大横川南支川	0.42	28	柳瀬川	7.25
9	垢(がけ)川	2.25	9	北十間川	3.24	29	空堀川	15.00
10	毛長川	6.97	10	横十間川	3.66	30	奈良橋川	2.85
計		77.12	11	大横川支川	0.096	31	霞川	5.50
			12	仙台堀川	1.94	32	成木川	12.67
			13	平久川	1.13	33	黒沢川	7.12
			14	古石場川	0.64	34	北小曾木川	4.80
			15	小名木川	4.64	35	旧綾瀬川	0.43
			16	堅川	5.15	36	芝川	0.33
			17	神田川	25.48	37	新芝川	1.60
			18	日本橋川	4.84	38	直竹川	0.52
			19	亀島川	1.06			
			20	妙正寺川	9.05	計		253.036

鶴見川水系		
番号	河川名	延長
		km
1	鶴見川	12.78
2	恩田川	5.50
3	真光寺川	1.87
4	麻生川	0.60
計		20.75

一級水系	大臣直轄管理	知事管理	計
	km	km	km
利根川水系	22.10	55.02	77.12
荒川水系	33.10	219.936	253.036
多摩川水系	76.12	334.86	410.98
鶴見川水系	0	20.75	20.75
計	131.32	630.566	761.886

級別	河川数	延長
		km
一級河川	92	761.886
二級河川	15	95.17
計	107	857.056

資料編

河川一覧表

河川部指導調整課

平成28年8月31日現在

河 川					
多 摩 川 水 系					
番号	河 川 名	延長	番号	河 川 名	延長
		km			km
1	多 摩 川	98.65	21	御 霊 谷 川	0.75
2	海 老 取 川	1.04	22	山 入 川	5.00
3	谷 沢 川	3.70	23	小 津 川	4.00
4	野 川	20.23	24	醒 醐 川	3.80
5	仙 川	20.90	25	残 堀 川	14.46
6	丸 子 川	7.27	26	谷 地 川	12.90
7	入 間 川	1.75	27	秋 川	33.57
8	三 沢 川	5.67	28	養 沢 川	7.30
9	大 栗 川	15.29	29	北 秋 川	10.40
10	乞 田 川	4.43	30	平 井 川	16.45
11	大 田 川	1.69	31	氷 沢 川	1.10
12	程 久 保 川	3.80	32	鯉 川	3.00
13	淺 川	30.15	33	玉 の 内 川	1.50
14	湯 殿 川	8.90	34	北 大 久 野 川	5.50
15	兵 衛 川	2.80	35	大 荷 田 川	3.10
16	山 田 川	4.80	36	鷲 巢 川	2.50
17	川 口 川	14.09	37	日 原 川	9.00
18	南 淺 川	8.11	38	小 菅 川	2.11
19	案 内 川	8.00	39	大 沢 川	3.50
20	城 山 川	7.10	40	三 沢 川 分 水 路	2.67
			計		410.98

二 級 河 川		
そ の 他 の 水 系		
番号	河 川 名	延長
		km
1	目 黒 川	7.82
2	蛇 崩 川	5.11
3	北 沢 川	5.50
4	鳥 山 川	11.70
5	呑 川	14.42
6	九 品 仏 川	2.61
7	古 川	4.35
8	洪 谷 川	2.40
9	境 川	28.51
10	内 川	1.55
11	立 会 川	7.41
12	越 中 島 川	0.94
13	築 地 川	0.75
14	汐 留 川	0.90
15	八 ツ 瀬 川	1.20
計		95.17

太字：都管理河川

ただし斜字は国管理区間あり。

下線は特別区内は特別区管理。

斜字：国管理河川

細字：特別区管理河川

資料第3-1(2) 河川の管理区分

河川部指導調整課

国土交通大臣の行う管理		都道府県知事の行う管理	
管理 者 区分	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理	国土交通大臣の認可等を要するもの
一級河川 (指定区間内)	<p>(河川法4条、9条)</p> <p>①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 (河川法施行令2条)</p> <p>② 河川台帳の調製及び保管</p> <p>③ 河川整備基本方針の制定・変更</p> <p>④ 特定水利使用(一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的)に関する処分及び権限行使</p> <p>⑤ ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常渇水時の水利使用の調整に関する斡旋・調停</p> <p>⑥ 国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるものの施行</p>	<p>(河川法9条2項ほか)</p> <p>次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理(区管理河川・区間)においては区長の行う管理を除く。</p> <p>① 河川区域、河川保全区域および河川予定地等の指定</p> <p>② 河川整備計画の制定・変更</p> <p>③ 河川工事・河川の維持</p> <p>④ 流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等</p> <p>⑤ 河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</p>	<p>(河川法79条1項、河川法施行令45条)</p> <p>① 河川整備計画を制定・変更</p> <p>② 堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事</p> <p>③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること</p> <p>④ 準特定水利使用(発電、水道、鉱工業、灌漑目的)で特定水利使用に準ずる規模)に関する処分</p> <p>⑤ ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上の影響が著しいものに係る処分</p> <p>⑥ 河川区域内の土地の現状に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可</p>
二級河川	<p>(河川法79条の2)</p> <p>洪水、高潮等による災害発生、異常渇水による水利使用困難、汚水流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示</p>	<p>区長の行う管理※</p> <p>次に掲げる管理その他の条例に定める管理</p> <p>① 河川の維持修繕・維持管理</p> <p>② 流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等</p> <p>③ 河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</p>	<p>(河川法79条2項)</p> <p>① 河川整備基本方針及び河川整備計画の制定・変更</p> <p>② 河川工事のうち、堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事</p> <p>③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること</p> <p>④ 特定水利使用(一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的)に関する処分</p>

※「区管理河川・区間」「区長の行う管理」特別区に存する河川(一級河川(指定区間内に限る。))、二級河川及びそれらの河川管理施設)の管理の一部は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、河川の所在する特別区の区長が行うこととされている。ただし、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、水門、排水機場、地下調節池及び分水路に関する事務、河川法79条の規定により国土交通大臣の認可を要する事務、機械力による浚渫工事の施行並びに市又は他の県の区域にまたがる事務は都に留保されている。

資料第3-3 主要な事業（河川）の進捗状況

河川部計画課・防災課

事業名	全体計画		平成26年度迄実績		平成27年度決算		平成27年度末累積		進捗率 %
	規模	事業費 百万円	規模	事業費 百万円	規模	事業費 百万円	規模	事業費 百万円	
中小河川整備									
50mm降雨に対する整備	324.0km	2,106,770	213.3km	1,636,908	1.4km	17,308	214.7km	1,654,216	66
高潮防御施設整備									
防潮堤	106.3km	220,168	102.9km	152,506	0.0km	745	102.9km	153,251	97
護岸	61.7km	104,866	56.3km	69,386	0.0km	189	56.3km	69,575	91
その他	一式	5,580	一式	2,585	一式	96	一式	2,681	—
計		330,614		224,477		1,030		225,507	
スパー堤防等の整備									
隅田川スパー堤防	22.4km	92,198	14.6km	48,679	0.4km	575	15.0km	49,254	67
隅田川テラス	47.5km	107,877	45.3km	94,221	0.6km	1,150	45.9km	95,371	97
その他河川	4.7km	25,122	1.6km	9,940	0.0km	9	1.6km	9,949	34
計		225,197		152,840		1,734		154,574	
江東内部河川整備									
西側河川									
耐震護岸	23.1km	69,470	17.7km	49,506	0.3km	1,399	18.0km	50,905	78
その他	一式	22,228	一式	15,791	一式	0	一式	15,791	—
小計		91,698		65,297		1,399		66,696	
東側河川									
河道整備	27.2km	53,271	20.0km	40,536	0.0km	918	20.0km	41,454	74
その他	一式	19,131	一式	12,822	一式	0	一式	12,822	—
小計		72,402		53,358		918		54,276	
計		164,100		118,655		2,317		120,972	
河川施設の耐震・耐水対策									
堤防の耐震対策	85.8km	201,435	6.8km	30,562	8.6km	18,833	15.4km	49,395	18
水門等の耐震・耐水対策	22施設	60,349	1施設	2,943	1施設	5,679	2施設	8,622	
計		261,784		33,505		24,512		58,017	
砂防海岸整備									
流路工	80.6km	111,965	73.8km	45,649	0.2km	2,345	74.0km	47,994	94
砂防堰堤	365基		220基		4基		224基		
海岸護岸	39.9km	51,110	16.9km	31,966	0.0km	459	16.9km	32,425	42
人工リーフ	3.3km		1.8km		0.1km		1.9km		
地すべり防止	12か所	5,179	10か所	3,414	1か所	70	11か所	3,484	83
急傾斜地	95か所		49か所		1か所		50か所		
		18,722		17,250		2,129		19,379	52
小笠原河川整備									
流路工	4.6km	4,561	3.9km	4,060	0.0km	85	3.9km	4,145	85
砂防堰堤	12基		7基		0基		7基		
地すべり防止	5か所		1か所		0か所		1か所		20
河川しゅんせつ									
しゅんせつ土量	977千 ³ m	2,890	276千 ³ m	1,093	68千 ³ m	473	344千 ³ m	1,566	35

資料編

資料第3-（4） 調節池等設置箇所別調書

河川部計画課

区分	河川名	名称	敷地面積 (㎡)	貯留量 (m ³)	設置場所	完成
完成 10河川 24箇所	石神井川	富士見池調節池	21,000	33,800	練馬区	H19
		芝久保調節池	10,000	11,000	西東京市	S55
		南町調節池	8,000	12,000	西東京市	S55
		向台調節池	30,000	81,000	西東京市	S58
	善福寺川	和田堀第二調節池	5,100	2,500	杉並区	S56
		和田堀第三調節池	3,900	3,000	杉並区	S56
		和田堀第六調節池	15,400	48,000	杉並区	H19
	野川	野川第一調節池	14,800	21,000	小金井市	S58
		野川第二調節池	16,900	28,000	小金井市	H元
		大沢調節池	43,100	90,000	三鷹市	H13
	白子川	比丘尼橋上流調節池	22,000	34,400	練馬区	S60
		比丘尼橋下流調節池	15,400	212,000	練馬区	H14
	妙正寺川	妙正寺川第一調節池	11,000	30,000	新宿区・中野区	S61
		北江古田調節池	15,600	17,000	中野区	S61
		落合調節池	9,600	50,000	新宿区	H7
		妙正寺川第二調節池	11,300	100,000	中野区	H7
		上高田調節池	16,600	160,000	中野区	H9
		鷺宮調節池	10,000	35,000	中野区	H25
	神田川	神田川・環七地下調節池		540,000	中野区・杉並区	H19
	残堀川	国営昭和記念公園調節池※ ₁	22,800	60,000	立川市	S62
	目黒川	船入場調節池	2,900	55,000	目黒区	H2
		荏原調節池	11,400	200,000	品川区	H13
	柳瀬川	金山調節池	31,500	46,000	清瀬市	H5
	霞川	霞川調節池	13,300	88,000	青梅市	H18
	(小計)			1,957,700		
実施中 5河川 5箇所	黒目川	黒目橋調節池	14,000	221,000 (159,400)	東久留米市 ()内は一期	一期供用済
	白子川	白子川地下調節池		212,000	練馬区	
	古川	古川地下調節池		135,000	港区・渋谷区	H27 未取水
	善福寺川	善福寺川調節池	3,600	35,000	杉並区	
	残堀川	残堀川調節池※ ₁	50,000	60,000	立川市・昭島市	
		(小計)			663,000	
合計	12河川	28箇所※ ₂		2,560,700	※ ₂	

取水可能な調節池 12河川 26箇所 計2,252,100m³

※₁ 残堀川調節池完成後に国営昭和記念公園調節池を廃止 ※₂ 合計箇所数、貯留量は※₁を考慮